

知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成 11 年岩手県告示第 291 号）の一部を次のように改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 3 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(文書等の開示義務)</p> <p>第 6 実施団体は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が当該開示申出に係る実施団体の役職員及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 2 条に規定する地方公務員<u>並びに</u>地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員及び当該公務員等の職並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体<u>及び</u>地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生</p>	<p>(文書等の開示義務)</p> <p>第 6 実施団体は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が当該開示申出に係る実施団体の役職員及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 2 条に規定する地方公務員、<u>地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに岩手県土地開発公社の役員及び職員</u>をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員及び当該公務員等の職並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、<u>地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、</p>

活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ [略]

(4) 当該開示申出に係る実施団体、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 当該開示申出に係る実施団体、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 13 開示申出に係る文書等に当該開示申出に係る実施団体、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施団体は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 [略]

別表（第 2、第 24 関係）

実施団体	適用除外文書等
岩手県住宅供給公社	[略]
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	
岩手県土地開発公社	
財団法人岩手生物学研究センター（平成 4 年 2 月 1 日に財団法人岩手生物学研究センターという名称で設立された法人をいう。）	
[略]	

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ [略]

(4) 当該開示申出に係る実施団体、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 当該開示申出に係る実施団体、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 13 開示申出に係る文書等に当該開示申出に係る実施団体、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、岩手県土地開発公社及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施団体は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 [略]

別表（第 2、第 24 関係）

実施団体	適用除外文書等
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	[略]
財団法人岩手生物学研究センター（平成 4 年 2 月 1 日に財団法人岩手生物学研究センターという名称で設立された法人をいう。）	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。